

事 務 連 絡
平成 30 年 6 月 27 日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

一時扶助における家具什器費の見直しについて

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

生活保護制度において、日常生活に必要な生活用品については、保護受給中の場合、経常的最低生活費のやり繰りにより賄うこととしていますが、保護開始時や転居の場合などにおいて、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないため、家具什器の臨時的需要が生じる場合は、一時扶助として家具什器費の支給を認めているところです。

今般、一時扶助における家具什器費については、近年、熱中症による健康被害が数多く報告されていることを踏まえ、冷房器具の購入に必要な費用の支給を認めることとしました。

また、施行日については、今夏の需要に対応できるよう、本年7月1日としており、本年7月以降に保護開始時や転居の場合などの要件に該当する者に対して支給することとなります。加えて、本年4月1日から6月30日までの間に今回新たにお示しする冷房器具が支給される要件に該当していたと保護の実施機関において認定する場合であって、本年7月1日時点において冷房器具の持ち合わせがない世帯についても、同様に冷房器具の購入に必要な費用を支給して差し支えありません。

保護の実施機関におかれましては、適切に運用していただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、保護受給中の場合における日常生活に必要な生活用品の取扱いについては、従前のおり、経常的最低生活費のやり繰りによって賄うか、又は貸付資金の活用によって賄うことに変更がないことを申し添えます。

上記につきまして、管内実施機関に対して周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。